

並びに高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会の確保及び必要な能力の習得が不可欠であり、かつ、相互に密接な関連を有することに鑑み、これらが一体的に推進されなければならない。（世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成）

第二十一条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、広く国民が低廉な料金で多様なサービスを利用することができるよう、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正競争の促進その他の必要な措置が講じなければならない。

（多様な主体による情報の円滑な流通の確保）

第二十二条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報交換システム（多様な

主体が設置する情報システムの相互の連携によ

り迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共

有することができるようにするための情報シス

テムをいう）の整備、データの標準化（情報

通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

（平成十四年法律第一百五十一号）第四条第二項

第五号イに規定するデータの標準化をいう）、

外部連携機能（同号ロに規定する外部連携機能

をいう）の整備及び当該外部連携機能に係る

仕様に関する情報の提供その他の多様な主体に

よる情報の円滑な流通の確保のために必要

な措置が講じなければならない。

（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通

信技術を用いた情報の活用の機会の確保）

第二十三条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワーク

の利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に

及ぼす利用の機会を確保するための情報通信機器

の研究開発の推進及びその導入の促進その他の

研究開発の推進及びその導入の促進その他の

ために必要な措置が講じなければならない。

（教育及び学習の振興）

第二十四条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワーク

の利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に

するための教育及び学習を振興するためには

必要な措置が講じなければならない。

（人材の育成）

第二十五条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワーク

の利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に

必要な国民の能力の向上のための教育を担う人

材、多様な主体が設置する情報システムの連携

を担う人材、情報通信技術を用いた情報の活用に

必要な情報の収集及び分析を担う人材その他

デジタル社会の発展を担う専門的な知識又は技

術を有する創造的な人材を育成するために必要

な措置が講じなければならない。

（経済活動の促進）

第二十六条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報通信技術の進展の状況

並びに個人情報の有用性及び保護の必要性を踏

まえた規制の見直し、あらゆる分野における情

報通信技術を用いた情報の活用に関する取引の

円滑化に必要な環境の整備、知的財産権の適正

な保護及び利用その他の高度情報通信ネットワ

ークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活

用による経済活動の促進を図るために必要な措

置が講じなければならない。

（事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生

産性の向上）

第二十七条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体が設置する情報

システムの連携を通じた情報の共有の促進、情

報システムの運用及び管理に関する指針の策定

その他の高度情報通信ネットワークの利用及び

情報通信技術を用いた情報の活用による事業者

の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向

上を図るために必要な措置が講じなければならない。

（生活の利便性の向上等）

第二十八条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワーク

の利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に

及ぼす利用の機会を確保するための情報通信機器

の研究開発の推進及びその導入の促進その他の

研究開発の推進及びその導入の促進その他の

ために必要な措置が講じなければならない。

（国及び地方公共団体の情報システムの共同化

等）

第二十九条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公共サービスにおける国民

の利用の擁護及び増進を図る上で必要な環境

の整備その他の生活の利便性の向上、生活様式

の多様化の促進及び消費者の主体的かつ合理的

選択の機会の拡大を図るために必要な措置が講

じなければならない。

（公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上）

第三十二条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図る

ため、高度情報通信ネットワークの利用及び情

報通信技術を用いた情報の活用による公共分野

におけるサービスの多様化及び質の向上のため

に必要な措置が講じなければならない。

（サイバーセキュリティの確保等）

第三十三条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、サイバーセキュリティ（サ

）

の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡

素化、効率化及び透明性の向上に資するため、

行政の内外の知見を集約し、及び活用しつつ、

国及び地方公共団体の情報システムの共同化又

は集約の推進（全ての地方公共団体が官民デー

タ活用推進基本法第二条第四項に規定するクラ

ウド・コンピューティング・サービス関連技術

に係るサービスを利用することができますように

するための国による環境の整備を含む。個人

番号の利用の範囲の拡大その他の国及び地方公

共団体における高度情報通信ネットワークの利

用及び情報通信技術を用いた情報の活用を積極

的に推進するためには必要な措置が講じられな

ければならない。

（国際的な協調及び貢献）

第三十条 デジタル社会の形成に関する施策の策

定に当たっては、国及び地方公共団体が保有す

る情報のうち国民生活に有用なものについて、

書面等に記載された情報の電磁的記録としての

記録、電磁的記録として記録された情報であ

つて一般の利用に供しているものの公表その他の

国及び地方公共団体が保有する情報を国民が容

易に活用することができるようにするために必

要な措置が講じなければならない。

（公的基礎情報データベースの整備等）

第三十一条 デジタル社会の形成に関する施策の策

定に当たっては、公的基礎情報データベース

（国、地方公共団体その他の公共機関及び公共

分野の事業者が保有する情報のうち社会生活又

は事業活動に伴い必要とされる多数の手続の処

理の基礎となるものの集合物であつて、多様な

主体が当該情報を電子計算機を用いて適切な制

御の下で検索することができるよう体系的に

構成したもの）を、第三十八条第二項第十二

号において同じ）を整備するとともに、その

利用を促進するためには必要な措置が講じられ

なければならない。

（研究開発及び実証の推進）

第三十五条 デジタル社会の形成に関する施策の策

定に当たっては、情報通信技術の水準の向上

を通じた信頼性のある情報の自由かつ安全な流

通を確保することの重要性に鑑み、高度情報通

信ネットワークの利用及び情報通信技術を用い

た情報の活用による社会経済活動に関する、国

際的な規格、規範等の整備に向けた主体的な参

画、調査及び研究開発の推進のための国際的な

連携及び開発途上地域に対する技術協力その他

の国際協力を積極的に行うために必要な措置が

講じなければならない。

（研究開発及び実証の推進）

第三十六条 デジタル社会の形成に関する施策の見直し

策定に当たっては、最新の情報通信技術の活用

により国民の利便性の向上及び行政運営の改善

を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者

の業務の処理について、これに関連する規制の

より情報通信技術の進展の状況を踏まえたその

効果的な活用が妨げられないようするために

必要な措置が講じなければならない。

（情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し）

第三十七条 デジタル社会の形成に関する施策の策

定に当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律

第二百四号）第二条に規定するサイバーセキュリ

ティをいう。第三十八条第二項第十四号におい

て同じ。）の確保、情報通信技術を用いた犯罪

の防止、情報通信技術を用いた本人確認の信頼

性の確保、情報の改変の防止、高度情報通信不

トワークの災害対策、個人情報の保護その他

の国民が安心して高度情報通信ネットワークの

の防衛、情報通信技術を用いた本人確認の信頼

性の確保、情報の改変の防止、高度情報通信不

トワークの災害対策、個人情報の保護その他

の国民が安心して高度情報通信ネットワークの

第五章 デジタル庁

第三十七条 基本理念にのつとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るために、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置く。

第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画

(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等)

第三十八条 政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画(以下この章において「重点計画」という。)を作成しなければならない。

2 重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

三 多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

四 高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保に關し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

五 教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

六 人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

七 経済活動の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

八 事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

九 生活の利便性の向上等に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

十 国及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

十一 国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

十二 公的基礎情報データベースの整備等に関する法律(施行期日)この法律は、令和三年九月一日から施行する。

十三 特定公共分野(サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野をいう。)におけるサービスの多様化及び質の向上に関する行

十四 サイバーセキュリティの確保等に関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

十五 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに関し政府が迅速かつ重点的に講すべき施策

十六 前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項

十七 重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

十八 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

十九 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の意見を聴かなければならぬ。

二十 政府は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

二十一 政府は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

二十二 第四項から第六項までの規定は、重点計画の変更について準用する。

二十三 第二条 (高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止)高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止に伴う経過措置

二十四 第二条 (高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号))は、廃止する。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止)高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止に伴う経過措置

第二条 (高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号))は、廃止する。

第三条 前条の規定による廃止前の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第三十六条第一項の規定に基づく重点計画は、第三十七条第一項の規定に基づく重点計画が作成されるまでの間、同項の規定に基づく重点計画とみなす。

附則 (令和五年六月一六日法律第六三号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定(公布の日(政令への委任))

三 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。